諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和5年1月12日(令和5年(行情)諮問第12号)

答申日:令和5年10月2日(令和5年度(行情)答申第356号)

事件名:「航空自衛隊の情報活動」の一部開示決定に関する件

# 答申書

#### 第1 審査会の結論

「「情報基礎課程」(2016.1.15-本本B1596)の最新版。 \*電磁的記録が存在する場合,その履歴情報も含む。」(以下「本件請求 文書」という。)の開示請求に対し,「航空自衛隊の情報活動 平成28 年2月23日 航空幕僚監部 情報課」(以下「本件対象文書」という。) を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月6日付け防官文第17363号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると,「行政文書」とは,「開示請求時点において, 『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件にお ける国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術

的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象 文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反す るので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開 示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

(6) 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

(7) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として本件対象文書を特定し、平成28年10月6日付け防官文第17363号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中,6枚目及び7枚目の図の一部については,航空自衛隊の情報収集に関する情報であり,これを公にすることにより,航空自衛隊の情報収集態勢が推察され,自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ,ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから,法5条3号に該当

するため,不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」として、 PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定を求めるが、 本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル 形式以外の電磁的記録を特定している。
- (2)審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象 文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4 639号)についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及 びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求 めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利 用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない ため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要は ない。
- (3)審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての 内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開 示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報は なく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4)審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示 実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が存在す れば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求 めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、原処分におい ては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。
- (5)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が 生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、法 5条該当 性を十分に検討した結果、その一部が上記 2 のとおり同条 3 号に該当す ることから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分について は開示している。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和5年1月12日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月27日 審議

④ 同年9月8日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は,防衛省情報本部における情報基礎課程において使用された資料の本件開示請求時点での最新版である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の紙媒体の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書については、航空幕僚監部が情報基礎課程の講義で使用するためにそれぞれ作成した文書(PDF形式以外の電磁的記録)であり、プレゼンテーション用ソフトのスライド表示と口頭により講義を実施したため、学生には配布しておらず、担当者が手持ち用に作成していた紙媒体については、講義終了後に必要がないため廃棄され、防衛省においては、電磁的記録を保有しているのみであり、本件対象文書の紙媒体は保有していないとのことであった。

本件対象文書については、その作成目的及び保管方法を踏まえると、本件対象文書の紙媒体は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、航空自衛隊の情報業務に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の情報の収集・分析能力、体制及び情報業務の運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年1か月が経過しており、諮問庁 の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、 審査請求の趣旨及び理由に照らしても, 諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第2部会)

委員 白井玲子,委員 太田匡彦,委員 佐藤郁美